

2020年（令和2年）7月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律，特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づく特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）について（答申）

2020年（令和2年）6月19日付けで諮問（第1024号）された特定個人情報保護評価書について点検を行ったため，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）については，適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。），特定個人情報保護評価に関する規則（以下「規則」という。）及び特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に基づく特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）に係る実施機関の説明は，次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

2013年（平成25年）5月31日に番号法等関連法が公布され，導入された番号制度は，社会保障制度，税制及び災害対策等の分野における行政運営の効率化を図り，国民にとって利便性の高い，公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されたものである。

これら関連法により国民一人一人に付番された個人番号を基に，2017年（平成29年）1月から社会保障，税及び災害対策分野における各種行政手続に際し，住民基本台帳の情報，税に関する情報及びほかの給付状況等の情報連携が行政機関間において行われている。当該情報連携は地方公共団体情報システム機構（以下「機

構」という。)が運営する情報提供ネットワークシステムを介して行われる。

番号法は、特定個人情報不正に利用された際に、個人のプライバシー等の権利利益が侵害されるおそれがあるため、その保護措置の一つとして、特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対し、特定個人情報の漏えいやその他の事態が発生する危険性及び影響に関する評価を、当該特定個人情報ファイルを保有する前に自ら実施することを義務付けている。この評価を特定個人情報保護評価という。なお、個人の番号を保有する事務については、特定個人情報の保有数、情報の取扱者数、過去の重大事故発生の有無によるしきい値判断を行う。

住民基本台帳に関する事務のしきい値判断については、特定個人情報の保有数は住民登録を有する者の約43万人分、情報の取扱者数は市民窓口センター及び各市民センターの職員約250人であり、過去に重大事故の発生は起きていないことから、当該事務の特定個人情報保護評価は全項目評価に該当する。

全項目評価に該当した事務については、番号法、規則及び指針に基づき、評価書作成から一定期間経過後や保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、住民からの意見を聴取し、意見反映後に第三者機関による点検を行わなければならないことから、藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものである。

なお、現行の特定個人情報評価書（住民基本台帳に関する事務全項目評価書）については、審議会に諮問することにより、第三者点検を受けている（答申第706号）。

## (2) 評価書の概要

### ア 対象ファイル

#### (ア) 住民基本台帳ファイル

住民基本台帳ファイルは、番号法施行日当日以降、住民票が存在する市在住者及び当日以降に転出等で削除した者についての情報を蓄積したファイルである。

当該ファイルには、個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日及び住所）、その他住民票に係る情報並びに医療保険、児童福祉・子育て、介護・高齢者福祉及び年金等に関する情報が記録されており、2015年（平成27年）6月から特定個人情報ファイルとして保有している。

特定個人情報の入手は、申請者本人又は代理人からの申請等に加え、機構及び他市町村作成の転出証明書等の紙媒体並びに住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を介して、都度入手することになる。なお、当該ファイルを取り扱う担当は、市民窓口センター及び各市民センターで

あり、住民票の記載及び消除、記載された内容の修正並びに住  
民票の写しの発行に使用する。

当該ファイルの取扱いについては、住民基本台帳システム等  
の運用保守業務について委託している。また、当該ファイルの  
情報は、国、県及び他市町村に情報提供ネットワークシステム  
を介した提供や他課等の業務において市民サービスを行う上  
で必要なため、庁内連携システムを介した移転が行われる。そ  
れぞれの提供先及び移転先の業務等については評価書別添4  
及び別添5の一覧に記載のとおりである。

当該ファイルの情報は、住民基本台帳に記載されている限り  
保管対象となり、消除された後でも150年の保存期間が設け  
られ、期間を過ぎた情報は、消除までの間、通常の間では見  
ることができないように制限をかけ、消除の際は必要に応じて  
物理的に削除を行っている。また、紙媒体については、シュレ  
ッダーによる裁断又は本市が指定した守秘義務を課した受託  
業者による廃棄処分を行っている。

#### (イ) 本人確認情報ファイル

本人確認情報ファイルは、住民基本台帳に記録されている者  
で、死亡による消除を除く転出等の事由で消除となった者を含  
む区域内の住民についての情報を蓄積したファイルである。

当該ファイルは、個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日  
及び住所）及びその他住民票に関係する情報が記録されるもの  
で、住民基本台帳ファイルと同様に、2015年（平成27年）  
6月以降から特定個人情報ファイルとして保有している。

特定個人情報の入手は、住民基本台帳システム（以下「住基  
システム」という。）を介して、本人確認情報に係る変更又は  
新規作成が発生した都度入手するものである。なお、当該ファ  
イルを取り扱う担当は、市民窓口センター及び各市民センター  
であり、住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、  
当該ファイルにおいて区域内すべての住民情報を保有し、住民  
票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新、管理及  
び提供するものである。

当該ファイルを取り扱う業務において委託は行っておらず、  
提供先は都道府県及び機構となっており、情報の変更があった  
際に都道府県保存の情報及び機構が保存している情報の整合  
を確認する。

当該ファイルの情報の保管及び消去については、許可された  
者のみが入ることができる場所にサーバを設置し、ユーザID  
及びパスワードによる認証、ユーザに対する許可機能による権  
限付与並びにログの保管を行っている環境で保管しており、住  
民票の記載の修正を行った際の修正後の情報の保管、修正前の

情報の取り決められた期間の保管，及び期間を過ぎた後の消去を自動判別し行っている。

(ウ) 送付先情報ファイル

送付先情報ファイルは，区域内的の住民についての情報を蓄積したファイルである。個人番号，4情報（氏名，性別，生年月日及び住所），その他住民票に関係する情報並びに個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報が記録されているもので，特定個人情報ファイルとして2015年（平成27年）10月から保有している。

当該ファイルは，市民窓口センターのみが取り扱うもので，委託は行っておらず，個人番号の通知対象者の情報を住基システムから抽出並びに個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を委任する機構に提供するものである。

特定個人情報の入手は住基システムからとなり，新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。また，保管及び消去については，許可された者のみが入ることができる場所にサーバを設置し，ユーザID及びパスワードによる認証，ユーザに対する許可機能による権限付与並びにログの保管を行っている環境で保管しており，機構への提供にのみ用い，廃棄時期が到来した情報は，システム上一括して消去する仕組みとなっている。

イ しきい値判断の結果

(ア) 特定個人情報の保有数

約43万人（区域内的の住民）

(イ) 情報の取扱者数

約250人（市民窓口センター及び各市民センター（石川分館含む））

(ウ) 過去における重大事故

なし

(エ) 評価実施機関

藤沢市長（所管部署 市民自治部市民窓口センター）

(オ) 公表しない部分の有無・範囲

なし

(カ) 個人番号の保有時期

2015年（平成27年）6月から

(キ) リスク及び対策

特定個人情報ファイルに関するリスクは大きく分けて入手，使用，ファイルの取扱いの委託，提供・移転，情報提供ネットワークとの接続及び保管・消去の6項目であり，それ以外のリスクについては，監査，従業者に対する教育・啓発及びその他の対策の3項目について明記している。

(3) 住民に対する意見聴取の内容

ア 意見聴取期間

2020年（令和2年）5月7日から同年6月8日まで

イ 意見聴取の結果

意見はなし

(4) 提出書類

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）

イ 特定個人情報保護評価に関する規則

ウ 特定個人情報保護評価指針

エ 特定個人情報保護評価書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり  
の判断をするものである。

(1) 適合性について

実施機関では、本評価の実施手続等について、次のように述べて  
いる。

ア 2015年（平成27年）2月10日に審議会に諮問し（答申  
第706号）、同年4月17日に全項目評価を実施した。

イ 指針第6の2（4）に、直近の特定個人情報保護評価書を公表  
してから5年を経過する前に特定個人情報保護評価を再実施す  
るよう努めるものとする、と規定されていることから、全項目評  
価を再実施するため、本評価書を作成した。

(ア) 本評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護  
評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載し  
た。

(イ) しきい値判断については、特定個人情報の保有数は住民登録  
を有する者の約43万人分であるため、当該事務の特定個人情  
報保護評価は全項目評価に該当する。なお、情報の取扱者数は、  
市民窓口センター及び各市民センターの職員約250人であ  
る。

(ウ) 過去に重大事故の発生は起きていない。

ウ 指針第5の3（3）イに、全項目評価書を公示して広く住民等  
の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項  
目評価書に必要な見直しを行うものとする、と規定されているこ  
とから、2020年（令和2年）5月7日から同年6月8日まで  
の間に住民に対する意見聴取を実施した。なお、意見はなかった。

エ 指針第5の3（3）イに、公示し住民等の意見を求め、必要な  
見直しを行った全項目評価書について、第三者点検を受けるもの  
とする、と規定されていることから、今回、審議会に諮問し、第

三者点検を受けるものである。

以上のことから判断すると、本評価の実施手続等は、指針に定める実施手続等に適合していると認められる。

(2) 妥当性について

実施機関では、本評価の内容について、次のように述べている。なお、現在公表されている評価書と比べ、大きな変更事項はない。

ア 特定個人情報の入手の際は、本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する等の措置を講じる。

イ 特定個人情報の使用の際は、番号制度に関する事務（システム）以外からは住民基本台帳ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御を施す等の措置を講じる。

ウ 特定個人情報ファイルの取扱いを委託する際は、主管課の長が業者に対して、個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認する等、情報保護管理体制の確認等の措置を講じる。

エ 特定個人情報の提供・移転の際は、提供データ作成時に監査証跡に作成日時、提供日時等の実行処理結果を記録する仕組みを施す等の措置を講じる。

オ 情報提供ネットワークシステムとの接続の際は、情報照会者から受領した暗号鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う等の措置を講じる。

カ 特定個人情報の保管・消去の際は、サーバ室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする等、物理的対策、技術的対策を講じる。

以上のことから判断すると、本評価の内容は、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められる。

以上に述べたところにより、特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）については、適当であると認められる。

以 上